

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部振興)	一
○ " " (利根振興)	一
○ " " ("	二
○地籍調査の成果の認証 (土地水政策課)	二
○一般用X線撮影装置の購入に係る随意契約の公示 (入札執行課)	二
○WTO政府調達協定に基づく一般競争入札公告 ("	三
○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (NPO活動推進課)	九
○特定非営利活動法人の設立に係る公告 ("	九
○戸田市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室)	九
○大規模小売店舗の変更に關する公示 (商業支援課)	九
○手子林第三土地改良区の役員退任届 (加須農林)	一〇

○金杉土地改良区の役員就退任届 (春日部農林)	一〇
○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)	一一
○富士見市勝瀬原特定土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所 (市街地整備課)	一一
○開発行為に關する工事の完了公告 (建築指導課)	一一
○ " " (飯能県土)	一一
○ " " ("	一一
○一般国道百四十号の供用の開始 (秩父県土)	一一
○県道越谷流山線の供用の開始 (越谷県土)	一二
○県道加須幸手線の区域の変更 (杉戸県土)	一二
○WTOに基づく灯油(十二月・一月分)の購入に關する契約の相手方等の公示 (経営管理課)	一三

告示

埼玉県告示第千六百四十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月九日
埼玉県知事 上田清司

申請のあった年月日
平成二十年十二月一日

申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人精神保健福祉を考える市民の会・彩空楽

代表者の氏名
牧孝男

主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市中央一丁目十二番四

号 阿部ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、精神に障害を持つ人たち(以下、「当事者」という)が、社会の一員として地域で生活の場を築き、人間関係を育んで、生き生きと生きていくことを支援し、併せて精神障害についての理解を深めて、当事者が安心して暮らすことのできる環境を整えることを目的とする。

埼玉県告示第千六百四十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月九日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十年十二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人武蔵野うどん会

三 代表者の氏名
野邊 一子

四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市上奈良三百六十四番地

五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県北部地域の伝統食文化としての「手打ちうどん」の普及・啓蒙を図るとともに、食材の地産、地消を推進し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百四十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算

埼玉県告示第千六百五十号

川越市及び神川町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第

書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。
平成二十年十二月九日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十年十二月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人みらい

三 代表者の氏名
中村 栄治

四 主たる事務所の所在地
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字麦倉三千七百五番地一

五 定款に記載された目的
この法人は、心身障害を持った人たちの自立を促し、社会参加の場、就労の場を提供し、住み慣れた地域で多くの人とかかわり、一人一人が達成感をもちながら生き生きと楽しく普通の生活ができる地域社会作りに寄与することを目的とする。

百八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。
平成二十年十二月九日
埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った区	年月日
川越市	平成十九年度 平成二十年度	地籍図 地籍簿 十九枚 一冊	福原第十九大東川越 (むさし野、大字南大塚、大字大塚新田の各一部)	平成二十年十二月三日
神川町	平成十九年度 平成二十年度	地籍図 地籍簿 四十二枚 一冊	阿久原三一二 (大字上阿久原、大字下阿久原の各一部)	平成二十年十二月三日

埼玉県告示第千六百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月九日
埼玉県知事 上田清司

- 購入等件名及び数量
一般用X線撮影装置 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当 埼玉県上尾市大字西貝塚148番1
- 随意契約の相手方を決定した日
平成20年11月13日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号(副堂会館内)
- 契約金額
68,964,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 入札の公告を行った日
平成20年9月30日
- 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

随意契約の相手方を決定した日

随意契約の相手方を決定した日

埼玉県告示第十六百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸案について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年十二月九日

埼玉県長 土田 豊 臣

1 工事概要等

(1) 工事名

埼玉県本庁舎他耐震補強工事

(2) 工事場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番、14番の一部及び15番

(3) 工期

契約確定の日から平成23年3月11日まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要(実施設計・施工一括発注方式)

ア 構造・規模

イ 本庁舎

鉄筋コンクリート造、地下1階・地上5階建、延べ面積22,835㎡

ロ 第二庁舎

鉄骨鉄筋コンクリート造、地下2階・地上10階建、延べ面積33,513㎡

ハ 連絡通路

ア 本庁舎・第二庁舎間

鉄骨造、地上1階建(3階で接続)、延べ面積640㎡

イ 本庁舎・第三庁舎間

鉄骨造、地上1階建(3階で接続)、延べ面積140㎡

ニ 内容

イ 実施設計 一式(電気設備及び機械設備を含む。)

ロ 耐震補強工事 一式(本庁舎、第二庁舎及び連絡通路)

ハ 外壁改修工事 一式(本庁舎)

ニ トイレ改修工事 一式(本庁舎及び第二庁舎)

ホ 自動ドア改修工事 一式(本庁舎)

ヘ 上記工事に係る電気設備工事及び機械設備工事 一式

(6) 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、システムにより入札参加を行うこと。

入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

ア アドレス

<https://ebidwww.wj.k.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF-000>ShowAction>

イ 掲載期間

平成20年12月9日(火)から平成20年12月25日(木)まで

2 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成21年1月22日(木) 午前9時00分から

平成21年1月26日(月) 午後5時00分まで

(2) 開札日時

平成21年1月27日(火) 午後1時30分

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 次の要件を満たすこと。

ア 単体企業(以下「単体」という。)又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。

イ 特定企業体の場合、特定企業体における運営形態、各構成員の出資比率及び代表構成員の選定については、埼玉県建設工事共同企業体取扱要綱によること。

ウ 単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

イ 本件入札に係る複数の特定企業体の構成員(単体の場合にあつては、本件入札に係る特定企業体の構成員)となっていないこと。

ロ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定

に該当する者

b 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

c 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項再審査を受けている者を除く。

㉑ 本件入札の公告日から開札日までの期間に、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき指名停止措置を受けていない者であること。

㉒ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

㉓ 経常建設共同企業体でないこと。

㉔ 平成18年度及び平成19年度に完成した埼玉県発注工事のうち建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

㉕ 単体又は特定企業体の各構成員が、建築工事業について、開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、その総合評価が単体又は特定企業体の代表構成員（以下「代表構成員等」という。）にあつては1,400点以上、その他の構成員にあつては1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、上記㉔イ)ただし書に該当する者は、手続開始決定の日以降のものとする。

なお、官公需適格組合については、その総合評価を、平成19・20年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に定める特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日に直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

オ 本工事に係る県庁舎耐震化基本計画業務（以下「基本計画」という。）受

託者又は本庁舎耐震補強工事基本設計業務及び第二庁舎耐震補強工事基本設計業務（以下「基本設計」という。）受託者と、資本又は役員において関連がある者でないこと。

(2) 施工実績

代表構成員等は、次に掲げるすべての実績を有すること。

ア 契約締結日にかかわらず、平成10年4月1日から平成20年3月31日までに、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に定める法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（地方公共団体が出資する法人を含む。以下同じ。）との請負契約により、1件の契約金額（特定企業体による施工実績の場合は、その出資比率に相当する額とする。）が10億円以上の建築一式工事を完成させた実績を有すること。

イ 契約締結日にかかわらず、平成10年4月1日から平成20年3月31日までに、国又は地方公共団体との請負契約により、1件の契約金額（特定企業体による施工実績の場合は、その出資比率に相当する額とする。）が2億円以上の耐震補強工事（制震及び免震工法を含む。以下同じ。）を完成させた実績を有すること。

ウ 平成10年4月1日以降に、延べ面積10,000㎡以上の耐震補強工事の設計業務委託契約を誠実に履行した者で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項又は第3項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた設計事務所（以下「実績設計事務所」という。）を企業組織内に有する者又は外部の実績設計事務所（基本計画又は基本設計の業務受託者を除く。）を協力事務所として契約を締結する予定の者であること。

(3) 配置予定技術者

ア 代表構成員等は、次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に従つて本工事に専任で配置することができること。

㉑ 建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、上記㉑ア)において全工期にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者

㉒ 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

イ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。

ウ 本工事の配置予定技術者が、現在他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他工事の後片付け期間と本工事の準備期間である場合で、確実に本工事に配置可能なきは、この限りでない。

エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

オ 配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。

4 入札参加資格の有無の確認

本件入札に参加を希望する者は、確認申請書に確認資料を添付して、システム又は郵送若しくは宅配便により提出すること。あわせて、その他必要な資料（以下「添付資料」という。）を郵送又は宅配便により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けること。

なお、提出された添付資料は返却しない。

(1) 確認申請書、確認資料及び添付資料の提出先、提出期限及び提出部数

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743

イ 提出受付期間

平成20年12月17日(水) 午前9時00分から

平成20年12月25日(木) 午後3時00分まで

(この提出受付期間の終期日時を過ぎて到着した確認申請書は無効とする。)

ウ 提出部数

2部（正本及び副本各1部。副本は、正本を複写したもので可。）

(2) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨はシステム（システムにより通知できない者にあつては、郵送等）により平成21年1月15日(木)に、資格がない旨は電子メール及び電話により平成21年1月7日(水)にそれぞれ通知する。

(3) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成21年1月14日(水)午

後3時00分までに上記(1)アに示す提出先に書面を郵送又は宅配便により提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、システム（システムにより通知できない者にあつては、郵送等）により通知する。

(4) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日までに入札参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その者が行った入札は無効とする。

5 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の貸与は、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にフлакシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部

管財課県庁舎耐震改修担当 電話048-830-2602 フлакシミリ048-830-4743

イ 受付期間

平成20年12月9日(火) 午前9時00分から

平成20年12月25日(木) 午後3時00分まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成21年1月27日(火) までに郵送又は宅配便により上記(1)アの場所に返却すること。

6 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書をシステム又は郵送により提出すること。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入

札執行課大規模工事担当

(2) 受付期間

平成20年12月18日(木) 午前9時00分から午後3時00分まで

(3) 質問に対する回答

7 郵便入札

質問に対する回答は、平成20年12月22日（月）からシステム上に掲示する。システムに掲示された内容を閲覧できない者には郵送等で回答する。

入札に参加を希望する者がシステムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は次のとおりである。

- (1) 提出先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

- (2) 提出方法
書留郵便又は簡易書留郵便によること。

- (3) 提出期間
上記2(1)に示すとおり。

8 現場説明会開催しない。

9 入札に関する注意事項

- (1) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出書類

- ア 入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書と共に提出すること。
- イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 入札回数

- ア 再度入札は1回までとする。
- イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(5) その他

- ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできない。
- イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、システムにより電子くじを実施して落札者を決定する。

ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令に違反する行為を行ってはならない。

エ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(6) 入札の無効

- ア 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (イ) 入札参加資格のない者がした入札
 - (ロ) 明らかに連合によると認められる入札
 - (ハ) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者がした入札
 - (ニ) 所定の方法に異なる方法による入札その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札
 - (ホ) 入札金額見積内訳書を提出しない者又は不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(ロ) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札

イ 次のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

- (イ) 入札者の押印のない入札書による入札
- (ロ) 記載事項を訂正した場において、その箇所に押印のない入札書による入札

(イ) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(ロ) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(イ) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(ロ) 2通以上の入札書を提出した者がした入札

(イ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかった入札

10 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。また、調査対象者と契約を締結した場合は、下請業者等との関係において適正な履行が行われているか追跡調査を行

うものとする。)

11 支払条件

(1) 前金払

する (その金額は、契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数金額は切り捨てる。)。ただし、継続事業にあつては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する (中間前金払を選択した場合に限る。その金額は、契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数金額は切り捨てる。)。ただし、継続事業にあつては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する (部分払を選択した場合に限る。)

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

本件入札は入札ポッド制度の導入を試行するものであり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第93条第2項第3号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

ア 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額 (1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) の100分の5以上 (1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。) の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書 (以下「依頼書」という。) に必要事項を記入し、次の場所にフアクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

また、依頼書に記入された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書によって納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ウ 場所

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県総務部管財課県庁舎耐震改修担当 電話048-830-2602

フアクシミリ048-830-4743

(イ) 依頼書提出期間

平成21年1月15日 (木) 午前9時00分から
平成21年1月22日 (木) 午後5時00分まで

ウ 納付期限

平成21年1月26日 (月)

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次の場所にフアクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ウ 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743
フアクシミリ048-830-4915

(イ) 提出期限

平成21年1月26日 (月) 午後5時00分まで

オ 次の掲げる有価証券等を担保として持参 (下記ウ) にあつては、郵送又は宅配便) により提出することによって、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額 (下記ウ) にあつては、保証金額) と同額とする。

ウ 対象となる有価証券

- a 利付国債
- b 埼玉県債

c 銀行等 (出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 (昭和29年法律第195号) 第3条の金融機関をいう。以下同じ。) の保証

(イ) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県総務部管財課県庁舎耐震改修担当 電話048-830-2602
フアクシミリ048-830-4743

ウ 提出期限

平成21年1月26日 (月) 午後5時00分まで
次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

- ㉞ 保険会社との間に埼玉県を被保証者とする入札保証保険契約を締結し、その保証証券を郵送又は宅配便により上記エ㉞の提出先に同(㉞)に示す期限までに提出した者
- ㉟ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送又は宅配便により上記エ㉞に示す提出先に同(㉞)に示す期限までに提出した者
- キ 落札者以外の入札保証金は入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記入した請求書を用意すること。
- なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金を還付しない。
- また、落札者に係る入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金
本工事における契約保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第81条第2項第3号に掲げる履行実績による契約保証金の免除は行わない。
- ア 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。
- イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。
- なお、その価値は、債権金額(㉞)にあつては、保証金額）と同額とする。
- ㉞ 利付国債
- ㉟ 埼玉県債
- ㊀ 銀行等又は保証事業会社の契約保証証書
- ㊁ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。
- ㊂ 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した者
- ㊃ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と、埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者
- エ 契約保証金は、当該契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上

- の義務を履行しないときは、契約保証金を還付しない。
 - (4) 手続における交渉の有無
無
 - (5) 契約書作成の要否
要
 - (6) 仮契約の締結
本件入札は、落札者との契約の締結に県議会の議決を要するものであるので、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。
 - なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱第2条に規定する指名停止措置を受けた者は、本契約を締結することができない（契約の辞退を申し出るものとする。）。
 - (7) 契約後の技術提案
工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。
 - (8) この公告に関する問い合わせ先
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743 ファクシミリ048-830-4915
- 13 Summary
- (1) Nature of Services Required:
Seismic reinforcement construction for the main building and the second annex of the Saitama Prefectural Government Office including the walkway to the second and third annex.
 - (2) Deadline for Submissions
By the electronic bidding system : between 9 : 00 am, Jan. 22 and 5 : 00 pm, Jan. 26, 2009.
By registered mail : between 9 : 00 am, Jan. 22 and 5 : 00 pm, Jan. 26, 2009.
 - (3) Contact Information
Bidding Enforcement Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301
Tel. 048-830-2743

Fax : 048-830-4915

埼玉県告示第千六百五十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月九日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十年十二月二日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人安暖手

三 代表者の氏名
北川 みずき

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市中央区上落合七丁目八番三十一〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百五十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月九日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十年十二月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人学童保育おおみ

特定非営利活動法人学童保育おおみ

や

三 代表者の氏名
吉浦 輪

四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市大宮区三橋一丁目七二番地

五 定款に記載された目的
この法人は、会員の協働による運営のもと、保育が必要とされるさいたま市内の小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことよって、児童の心身の健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

この法人は、会員の協働による運営のもと、保育が必要とされるさいたま市内の小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことよって、児童の心身の健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

平成二十年十二月九日
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十二月九日
埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等
イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
蓮田椿山ショッピングセンター
蓮田市椿山二丁目百二十四の三十六、二百十六の五百五十五、五百六十三、六百三十九

ロ 変更の概要
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 出入口 位置 図面省略 数 二箇所
出口 位置 図面省略 数 一箇所
(変更後) 出入口 位置 図面省略 数 二箇所

ロ 変更の概要
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口 位置 図面省略 数 二箇所
出口 位置 図面省略 数 一箇所

(変更後) 出入口 位置 図面省略 数 二箇所

出口 位置 図面省略 数 一箇所
入口 位置 図面省略 数 一箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年七月二十一日

二 届出年月日

平成二十年十一月二十日

二 縦覧期間

平成二十年十二月九日から平成二十一年四月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年十二月九日から平成二十一年四月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年十二月九日

職名 氏名 住所
理事 田島哲雄 羽生市大字手子林一一〇番地
埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、金杉土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十年十二月九日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所
理事 岡田岩太郎 北葛飾郡松伏町大字金杉一二四九の一

同 小林茂 同 同 一七二五の一

同 松本清 同 同 築比地一四五八

同 岡田敏男 同 同 一四二六

同 鈴木忠 同 同 二一五二

同 金子一夫 同 同 魚沼二〇六八

同 岩崎春男 同 同 同 五八一

同 舛田直市 同 同 同 大川戸一七二五

同 田中清 同 同 同 金杉二二四八

同 青崎常二 同 同 同 築比地二一五五

同 高橋二郎 同 同 同 魚沼一六二九の一

同 栗原喜一 同 同 春日部市東中野七二六

二 退任

職名 氏名 住所
理事 岡田岩太郎 北葛飾郡松伏町大字金杉一二四九の一

同 高橋輝三郎 同 同 同 一七五八

同 松本清 同 同 同 築比地一四五八

同 青崎常二 同 同 同 二一五五

同 金子一夫 同 同 同 魚沼二〇六八

同 岩崎朗 同 同 同 同 五七〇

同 舛田直市 同 同 同 同 大川戸一七二五

同 星野守 同 同 同 同 金杉一一〇五の一

同 大館桂 同 同 同 同 築比地一二八九

同 高橋二郎 同 同 同 同 魚沼一六二九

監事 栗原喜一 春日部市東中野七二六

埼玉県告示第六百五十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規定で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年十二月九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇八一―一七―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

日高市大字下大谷沢字宮ノ前九一―

五他七筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五五六立方メートル

埼玉県告示第六百六十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)第二十九条第一項の規定により、富士見市勝瀬原特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があつたので、次のとおり公告する。

平成二十年十二月九日

埼玉県知事 上田清司

退任した理事の氏名及び住所

大澤芳次郎 富士見市大字勝瀬九二九番地

地

埼玉県告示第六百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月九日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十年三月二十八日

指令熊整第〇八一九〇〇四〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月三日第六十二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

大里郡寄居町大字秋山字御料地八八九番外六筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都足立区舎人五―二八―一〇

サラ油研株式会社

代表取締役 鈴木 定通

地 市川 まゆみ

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月九日

埼玉県飯能県土整備事務所長

一 許可番号

平成二十年七月二十二日

指令飯整第二〇〇一四〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月三日

飯整第二〇〇二七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字葛貫字後原一五九番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡ときがわ町大字馬場三二一番地二 藤コーポ一〇二号

島田 寧江

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
百四十号	秩父市荒川上田野字上下石原六五番一地从先から同市荒川上田野字上下石原七六番一地从先まで	平成二十年十二月十日 午前十時	橋りよう架換工事に伴う仮設道設置による供用開始 延長一三六・六〇メートル

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年十二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
越谷流山線	越谷市大成町七丁目四一三番三地从先から同市大成町七丁目二二九番一地从先まで	平成二十年十二月九日	平成二十年八月八日埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十二号における道路区域の供用開始である。 延長二五六・七〇メートル

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

旧新別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
新	北飾郡鷲宮町大字東大輪字北割畑一四二三番七地从先から同郡同町八甫四丁目二二一番一地从先まで	九・〇一 九・九一	二二二・九〇	自転車歩行者道整備工事による
旧		一〇・五六 一一・五一		

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須幸手線
- 三 道路の区域

埼玉県病院事業告示第三十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十年十二月九日

埼玉県病院事業管理者

伊能 睿

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 592,100ℓ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター
ー 埼玉県熊谷市板井1696番地
 - (2) 埼玉県立がんセンター 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地
 - (3) 埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地
 - (4) 埼玉県立精神医療センター 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成20年11月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
関彰商事株式会社 久喜支店
埼玉県久喜市江面1663-1
- 5 落札金額
60,375円 (1ℓ当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
ー 一般競争入札

7 入札の公告又は公示を行った日

平成20年10月14日

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二一(代表)	県	埼玉県 埼玉県ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	---	---	--	-----	---